

第51号

# ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉法人経営改善支援事業の略称です  
【Kawasakishi Shakaifukushihoujin Keieikaizenshienjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会  
電話 044-739-8722 (相談専用ダイヤル)  
FAX 044-739-8737  
E-mail [keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp](mailto:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp)  
HP <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk-info」は川崎市社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。

配信希望の川崎市内の社会福祉法人・施設に、メールまたはFAXにて、社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしています。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。

## 経営相談

社会福祉法人の法人運営・経営知識に関する相談を受け付けています。

無料

経営改善支援事業とは？

### 【相談方法】

- ① 相談したいことがありましたらご連絡ください
- ② 受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③ 面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

#### 受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時

#### 連絡先

- 上記電話・FAX 番号又は [E-mail](#) アドレスにご連絡ください



川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉法人が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人のサポートをいたします。

※ 相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っています。

事業案内チラシはこちらをクリック

## 経営改善支援事業の相談や研修会をぜひご活用ください！

※本号では上記の説明をもう少し細かくお伝えします

11月の社会福祉法人会計研修における参加者アンケートでは、経営改善支援事業について“聞いたことがあるがよく知らない”という回答が約60%ありました。今号では、事業内容を改めてご説明します。

「川崎市社会福祉法人経営改善支援事業」では、市内の社会福祉法人が健全な運営を図り、福祉サービス利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するため、市内の社会福祉法人・福祉施設を対象とした相談事業や研修事業等を行っています。

相談事業では、専門家が経営知識や法人運営に関する相談に応じています。是非ご活用ください。

研修事業では、法人・施設向け研修会を年2~3回開催しています。近年の会計研修では「大変分かりやすく勉強になった」、「知識を再確認できた」など大変好評をいただいています。

👉 Check it out!

川崎市社会福祉法人経営改善支援事業について(市社協HP)

- 経営改善相談事業(経営知識や法人運営に関する相談) ▶ [チラシ](#)
- 研修事業(経営者層・法人職員を対象とした法人運営・会計簿記等)
- 経営健全化計画作成支援事業(計画作成・取組実施の支援)
- 社会福祉施設運営費融資事業(対象:第1種社福事業実施法人・施設)

サポートするにゃ!



## 研修会のご案内 会計研修【決算編】開催します!! 令和7年2月17日(月)9時~16時30分

第3四半期も終わり、次年度の準備を始める時期になってきました。年明け以降、決算に向けて少しずつ準備を始める社会福祉法人も多いのではないのでしょうか。年に一度の決算作業では、毎年会計年度終了後3ヶ月以内に各会計年度に係る計算書類や関係書類を作成して所轄庁に提出しなければなりません。

決算作業については、慣れていない方でも躓きやすいものです。経営改善支援事業では、実務担当者向けに研修会を開催します。決算作業を適切かつ効率的に処理するスキルを身につけて今年度の実務をスムーズに行うために、是非研修会にご参加ください!



Coming Soon ...

初めて担当する方はもちろん、経験者の方も復習する良い機会です。チェックすべきポイントを学び決算実務を迎えましょう! ご参加お待ちしております。 ※詳細は決まり次第ご案内します。

相談担当専門家  
松本先生の

## あるある相談コーナー【第43回】



### 法人クレジットカードの取扱い

少し以前のことになりますが、このコーナーの第27回で「[小口現金の運用](#)」について解説しました。一般的な民間企業等においてもさることながら、特に社会福祉法人のように公益性の高い法人においては、すべての取引の記録を通帳等に残すことが大切です。小口現金は機動性が高く、便利な決済方法である反面、客観的に信頼性の高い記録を実施することがもっとも困難な方法であることもまた確かです。そのため小口現金制度の運用には細心の注意が必要であるとともに、小口現金に対する過度な依存も避ける必要があることを、第27回では述べました。またキャッシュレスの象徴ともなっているICカードのほか、近年では生活の一部として完全に浸透しているポイントについても、適切な運用が必要であることを、併せてご紹介しました。

さて、先日私のお客様から次のようなご相談を受けました。

購入したい数万円程度の家電製品があり、近所のお店では他より安い現金決済のみ。同じものをインターネットで購入すると、若干高めでクレジット決済のみ。どちらにすればよいか・・・？

このようなことはよくあります。近所のお店で購入しようとする、数万円の現金を持ち歩く必要があり、小口現金から購入することに明確な禁止規定はありませんが、望ましくはないであろうことは想像できるため、少し躊躇します。これは恐らく平成11年頃まで、小口現金で購入できる物品の上限額を1万円とする規定があったことも原因として考えられますが、現在ではこの規定は存在しません。一方、インターネットサイトから購入しようとする、クレジットカードが必要になります。法人カードがあれば決済が可能ですが、個人のクレジットカードによる決済で立て替えるなどの処理は、避けなければなりません。この例の場合は購入額のほか、保守やアフターサービスの状況なども勘案することになりますが、決済方法のみが主な判断基準になることもあります。

近年のキャッシュレス時代の到来により、クレジットカードを使用する取引はいわば常識になってきており、それによってより有利な物品購入等も可能になる場合があります。クレジットカードを使用した方が送料のサービスなどによって安くなったり、ポイントが付与されることもあるため、そのような選択をする方が現実的なケースは珍しくありません。そのため社会福祉法人においても法人クレジットカードの使用は否定される決済方法ではなくなっていますが、その運用には注意が必要なものもあります。

クレジットカードの運用にあたっては、不正防止のための手続きを確実にすることが大切です。例えばカードの使用権限や保管方法などは、重要な運用ルールの一つです。また車両の給油のように、特定の目的のみを想定したカードの場合でも、会計責任者が保管して使用申請があった際に車両管理担当者に手渡しし、給油後は即日返却させる、などといった管理も重要です。例えば送迎車と同時に自分の自家用車にもガソリンを給油してしまうと、金額のみの領収書では内容を把握できないこともありますので、領収書や納品書などの書類に給油した車の車種やナンバーを記載してもらうなど、不正防止のためのルール作りが必要になるでしょう。

このように言うと、“うちの職員にはそのような人はいないから、そこまでの管理は必要ない”とか“職員を信用することが大切だ”といった主張をされる方を今でも時々目にします。職員さんとの間にそのような信頼関係を構築されていることは、確かにとても素晴らしいことです。しかしそのように思う方は是非、今年春の某有名野球選手の話を想起してください。信用することを否定するのではなく、「不正ができない環境を構築することが、大切な信頼関係を維持することにつながる」という思想が大切なのです。

具体的に法人クレジットカードを使用する場合には、理事会の承認を得て、経理規程や細則において運用方法等を定めることが必要です。右の条文は、平成12年の旧会計基準施行時のモデル経理規程に例文として記載されていたものですが、現在のモデル経理規程からは削除されています。参考にはなりそうですが、細部については記載がなく、実際に運用するにはもう少し詳細な規定が必要です。

そのため不正防止や運用の適正性確保の観点からは、経理規程における定めに加え、カードの取扱者や決裁者、決済手続きなどを詳細に規定した「クレジットカード運用規程」などの細則を定めることが考えられます。その場合には、経理規程においては右のような条文の記載にとどめておき、「法人クレジットカード運用細則」に詳細な規定を設けます。具体的には、法人が保有するカードの内容や枚数のほか、保管場所、保管責任者、使用決裁責任者や使用上限額、証憑の取扱い方法などを定めておきます。

#### 【社会福祉法人モデル経理規程】

(法人クレジットカード)

第〇条 法人クレジットカードを使用して物品等の購入をする場合には、その金額にかかわらず法人クレジットカード使用伺いにより事前に会計責任者の承認を受けなければならない。

2 法人クレジットカードによる取引は、1回〇万円を限度とする。

(法人クレジットカード)

第〇条 法人クレジットカードを使用して物品等の購入をする場合には、その金額にかかわらず法人クレジットカード使用伺いにより事前に会計責任者の承認を受けなければならない。

2 法人クレジットカードの運用に必要な事項は、法人クレジットカード運用細則に定める。

キャッシュレス取引が推奨される風潮もあり、クレジットカード使用による決済は一般的になっています。しかし便利な手段の導入は、反面で不正の機会が増加することもまた、事実です。特に社会福祉法人のように公益性の高い法人がクレジットカードを導入する際には注意が必要で、必要不可欠な状況でなければ、できるだけ導入を回避することが望ましいでしょう。

いずれにしても、不正を起こしようなない環境やシステムを構築することが、もっとも大切なことだと言えるでしょう。

[ 完 ] 次号(令和7年3月末発行) も楽しみに！

連載記事執筆

相談担当の専門家

**松本 和也 氏**



松本氏は当事業の相談を担当している専門家です。全国各地での研修会開催、書籍の出版などの活動も行っています。会計、人事、労務、施設運営、法人設立など、社会福祉法人の経営に関わるすべてのサポートを行う株式会社福祉総研の代表取締役・上席研究員です。

松本先生執筆！過去の掲載記事は[こちら](#)をクリック👉

## YOUTUBE ななふくチャンネル

[ななふくチャンネル](#)では、川崎市社会福祉協議会が実施する事業や活動、地域で取り組まれる活動や福祉情報等を発信しています。



「ksk-info」をお読みいただきましてありがとうございます。来年もみなさまのお役に立つ情報をお届けします。次号は令和7年3月に発行予定です。楽しみに！どうぞ良いお年をお迎えください。

情報誌や事業に関してご意見やご感想がございましたら下記までご連絡ください。